

平成29年9月高浜市議会定例会会議録（第6号）

日 時 平成29年10月17日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第48号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
  - 議案第49号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議案第50号 市道路線の認定について
  - 議案第51号 平成28年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
  - 議案第52号 高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
  - 議案第53号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について
  - 議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）
  - 議案第55号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
  - 議案第56号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第57号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第58号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
  - 議案第59号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
  - 議案第60号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
  - 認定第1号 平成28年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第2号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第3号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第4号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第5号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第6号 平成28年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第7号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第8号 平成28年度高浜市水道事業会計決算認定について
  - 陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
  - 陳情第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
  - 陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
  - 陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市

町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

(日程追加)

日程第2 意見案第3号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

(日程追加)

日程第3 意見案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩		
副市	長	神谷坂敏		
教	育	長	都築公人	
企	画	部	長	神谷美百合
総合政策	グループ	リーダー	野口恒夫	
人事	グループ	リーダー	杉浦崇臣	
総	務	部	長	内田徹
行政	グループ	リーダー	山本時雄	
財務	グループ	リーダー	岡島正明	
市民総合窓口	センター	長	大岡英城	
市民窓口	グループ	リーダー	三井まゆみ	

市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
介護保険・障がいグループ主幹	唐島啓一
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まわくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	杉浦嘉彦
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	村越茂樹
監査委員事務局長	杉浦義人
代表監査委員	加藤仁康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	加藤定
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は14名であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、9月25日及び10月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月25日に、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、意見案第3号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の取り扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

続いて、10月11日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、意見案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取り扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

皆さん方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、意見案第3号及び意見案第4号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長 黒川美克議員。

〔総務建設委員長 黒川美克 登壇〕

○総務建設委員長（黒川美克） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る10月4日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託されました議案9件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第48号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、委員より、今回、

住民票などの証明書がコンビニ交付できるということで、この条例が改正されるが、高浜市において、マイナンバーカードの所持率アップについて、いろいろ工夫して取り組んでいくわけであるが、近隣市のマイナンバーカードの所持率はどれぐらいなのかとの問いに、近隣市の状況の数値を今、持っていないので、改めて数値をお知らせさせていただきたいとの答弁でした。

他の委員より、マイナンバーカードで、コンビニの多機能端末を使って、いろんなものが取り出せることになるが、実際に端末の使い方自体をコンビニの方々にきちんと教えていくようなこと、例えば、今、多機能端末でいろいろなチケットが取れるが、わからなくて店員を呼ぶという場面を見かけることもある。そういう場合など、きちっと対応してもらえるようにしておかないと、利便性、結果が上がらなくなると思うが、どのように考えているのかとの問いに、コンビニのキオスク端末では、音声案内を含めて行うようになっているので、チケットや何かを取るときは、音声案内はできないと思うが、このコンビニ交付に当たっては、全て音声で案内をする形となっているので、どなたでもできると聞いているとの答弁でした。

議案第49号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第50号 市道路線の認定について、質疑はありませんでした。

議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、委員より、8款土木費の2項1目生活道路新設改良費、道水路維持管理事業の15節道路橋りょう修繕工事費1,019万4,000円について、どのような工事なのかとの問いに、道路橋りょう修繕工事費については、愛知県の国道419号の4車線化工事の進捗が早まったことに伴い、今回の豊田町交差点の工事の部分に隣接する市道について、舗装の修繕工事を419号の拡幅工事に合わせて実施するもので、この交差点工事は、先行して愛知県が進めているが、その後、市でも一部対応するという事で計上したとの答弁でした。

他の委員より、歳入の14款県支出金の2項6目道路橋りょう費補助金で250万円の歳入があるが、歳出はとの問いに、土木費県補助金の歳入については、充当先が市道新田芳川線、高浜緑地へのアクセス道路の整備費用で、これについては、今回、歳出の予算には補正の金額は出ておらず、歳入のみの補正で、当初予算で対象の事業費を2,300万円見込んでおり、県の補助金の決定がこの9月、10月ぐらいの時期になり、今回、その補助金の額が決定したことに伴い、当初900万円で見込んでいたが、2,300万円の半額の1,150万円が県から交付されたので、その分を250万円追加ということで、歳入を補正しているとの答弁でした。

同委員より、7款商工費の1項1目で、臨時職員賃金が47万円ついているが、いつごろまでか、また、誰がやめたのか、病気なのか、その辺のところはわかればとの問いに、再任用職員が5月31日付で退職したことに伴い、臨時職員を雇用し、3月31日までの雇用を予定しているとの答弁でした。

同委員より、8款土木費の生活道路新設改良費のうちの負担金の坂上橋管理負担金、この減額

補正の理由はとの問いに、坂上橋は、ちょうど碧南市境にかかっている橋で、碧南市と協定を締結しており、修繕工事等に係る費用については、50%ずつ負担するという事になっている。今回、この坂上橋の工事の主体は碧南市でやっていただけることになっており、碧南市でも当初予算で見込んでいたが、他の工事との兼ね合いで、坂上橋を延期するとの申し入れがあり、今回、減額をしたもの。来年以降、また当初予算で坂上橋は、碧南市と調整していくとの答弁でした。

同委員より、同じく8款の公共下水道費5,863万3,000円の減額補正の理由はとの問いに、公共下水道事業特別会計繰出金の減額については、平成28年度公共下水道事業特別会計の決算に伴い繰越金が発生しており、それに伴い、平成29年度予算において一般会計の繰り入れを減額するものとの答弁でした。

議案第55号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）から議案第58号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）まで及び議案第60号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、質疑ありませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第48号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第49号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第50号 市道路線の認定について、議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）、議案第55号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）、議案第56号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）、議案第57号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）、議案第58号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）、議案第60号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）、以上、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 黒川美克 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、小嶋克文議員。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 登壇〕

○福祉文教委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る10月10日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案2件、

陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、委員より、教室をふやす案件がなぜ補正予算なのか、当初予算にどうして出せないのかとの問いに、4月1日の時点で実際に児童数、生徒数がどのように変化するか、そして、学校基本調査で5月1日にその年度の児童・生徒数が確定、それに応じて学校運営を1年間進めていくが、その後、5月から9月の間に生徒数がふえたり減ったりする。港小学校については、特別支援を必要とする児童が来年度4人ふえるということで教室が足りなくなってきたことが判明。高浜中学校については、5月以降、一気に1学年5名ふえてきたということで、あと1名ふえると、教室を1つふやさなければならない可能性が高いということで、それぞれ補正をお願いしたとの答弁でした。

同委員より、教育基本構想の中で、幼保小中一貫教育とうたっている。連携をとって、教室の数がどのような状況になっているか、当初のときに押さえているのかとの問いに、中学校の場合、外国人の転籍もこのごろはふえている。かなりの外国人の流入で、急遽教室が足りないという事態も発生しているとの答弁でした。

他の委員より、中学校生徒就学援助事業の221万7,000円の費用について、また、修学旅行の費用はどのようになっているのかとの問いに、29年度が始まると、申請者の数及び認定者の数がふえている状況で増額をお願いしている。また、文部科学省の通知により、新入学学用品が1人当たり2万3,550円が約2倍の4万7,400円に改正されたことも増額の要因になっている。認定者数の増加で約80万円、学用品の費用の改正による増加が約102万円、修学旅行費は、当初59人で見ていたが、現在68人の認定、1人当たり5万7,590円との答弁でした。

議案第59号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）については、質疑ありませんでした。

陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、委員より、子供たちは日本の将来を担う立場にある。子供たちをしっかりと教育する、平等に育てて教育するのが国の役目であると思う。よって賛成との意見。

他の委員より、学校現場では、いじめや不登校、非行問題を含めた子供たちを取り巻く教育問題を多く抱えている。子供たちにきめ細やかな指導をするためには、定数改善計画の早期策定、実施が必要であるとする。よって賛成との意見。

陳情第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、公立高校の無償化に伴い、私立高校にも授業料に充てる就学支援金が所得基準により支給されている。さらなる拡充・充実は、国の財政状況も厳しいので限界があると感じる。しかし、陳情の趣旨は十分理解できるので、趣旨採択との意見。

他の委員より、私学授業料助成があっても、私学を自発的に選択できる生徒はごく一部に限られている。県の私学助成の土台であり、その奨励措置である国の私学助成の役割は、より一層重

要なものになっている。よって賛成との意見。

陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、私立高校の設備、施設、授業内容、部活動のよさを選択したものであれば、その代償が費用であると考えざるを得ません。県の財政も大変厳しい中であり、さらなる助成の拡充施策を実施することは難しい。私立高校の置かれている厳しい状況も理解できるので趣旨採択との意見。

他の委員より、高校生の3人に1人が私学に学んでいて、私学は公教育の重要な役割を担っている。よって賛成との意見。

陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、委員より、所得制限はあるものの、近隣市と比較しても2万4,000円という補助額は、西三河9市の中でも手厚いものとなっている。助成を縮減、廃止する自治体もある中で、高浜市は現行制度を維持している。よって反対との意見。

他の委員より、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくして教育の公平を図ることは重要である。よって賛成との意見。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第54号、議案第59号は挙手全員により原案可決。

陳情第7号、挙手全員により採択。

陳情第8号、陳情第9号は挙手多数により趣旨採択。

陳情第10号、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、北川広人議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、第22回と第23回の公共施設あり方検討特別委員会の報告をさせていただきます。

まず、去る7月24日、第3回臨時会終了後に開催されました第22回委員会では、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、当局より勤労青少年ホーム跡地活用事業募集要項案等について報告



がありました。

また、協議事項として、7月20日付で、6番委員より委員長宛てに高浜市役所整備事業変更契約（アスベスト除去）に関する協議内容について、公共施設あり方検討特別委員会の協議事項にしたいとの依頼があり、6番委員より依頼の趣旨について説明があり、その後、各委員から意見を求め、本件を協議事項として取り上げるかどうかについて採決を行った結果、賛成者少数により協議事項としては取り上げないこととなりました。

報告の内容及び各委員からの質疑の状況と答弁並びに各委員からの意見の状況につきましては、既に配付されております第22回公共施設あり方検討特別委員会検討結果について、あるいは高浜市公式ホームページ上の高浜市議会のページに委員会記録がアップされておりますので、そちらを御参照いただければと思います。

続きまして、第23回の公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る10月11日午前10時より委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された一般議案2件、補正予算1件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果についてと報告事項及び協議事項について御報告させていただきます。

議案第52号 高浜市立グランド等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、本条例の改正は、高浜市の公共施設等総合管理計画に基づいて勤労青少年ホーム跡地活用の事業を推進していくための改正だと思いが、跡地活用事業の募集要項によれば、提案書の期限について、参加表明が9月15日、提案書の提出期限が昨日の10月10日とあるが、提案書の提出があったのかとの問いに、提出があったとの答弁でした。

また、同委員より、このプロポーザルでの提案が、交渉がまとまらず、契約に至らないという事態が発生した場合、今後どうしていくのか。そうした場合、高浜小学校の水泳授業が今後どうなるのかとの問いに、万が一、契約の締結に至らなかった場合でも、市内あるいは近隣の民間プールを活用して、水泳指導を実施していく方針は変わらないとの答弁でした。

また、同委員より、契約に至らなかった場合、勤労青少年ホーム跡地活用事業は中止なのか、または募集の条件を見直したりして、再提案等を考えていくのかとの問いに、なぜ契約締結に至らなかったのかという要因等を検証していく。その上で、募集要項等を見直すなどして再度提案のほうを求めていく。その場合、事業の開始時期は当初計画よりもおくれることになるが、学校プール機能を備えた民間スポーツ拠点が整備されるよう、この事業を推進していくとの答弁でした。

他の委員より、高浜小学校のプールを委託する費用は、コスト比較ができていいのか。新しくつくればこれだけかかる、水泳の技量向上のためのコストはこれくらいかかる、だからコスト的には見合うというような説明ができるものを出せないのか。業者の提案の内容ではなく、こういう形で当局として提案したい、市としてどう判断するのか、税として、そういう使い方が正しい

かどうかという見方をしていきたい。その意味での提案という理解でよいのかとの問いに、要求水準には市側が求める提案内容が入っている。加えて、ライフサイクルコスト以下で事業ができる提案を求めていくわけであり、プール事業を充実させ、なおかつコスト的にも見合うということ提案者に求め、それを審査する。初めから市の提案に合わないものは受け付けない。市が企画して教育委員会とともにやっつけていける提案を求めている。あくまでも事業者の提案に乗っていくということではなく、事業をつくっていくという話の出どころは、決して事業者ではないとの答弁でした。

議案第53号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について、質疑ありませんでした。

議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、委員より、補正予算書の71ページ、10款教育費の青少年ホーム管理事業の工事請負費、勤労青少年ホーム解体工事費について、当初予算ではなく補正として上程した理由はとの問いに、昨年、旧庁舎の外壁等にアスベスト含有が判明したことを受け、改めて青少年ホームの外壁を含む施設のアスベスト含有調査を行ったところ、外壁の吹きつけ材と内壁の一部よりアスベストが検出された。当初予算として計上するには、遅くとも1月末までには工事の概要等予算額を固める必要があるが、アスベスト除去工事の工法の調整、費用の算出等が新たに必要になったことから、当初予算での計上には間に合わなかった。勤労青少年ホーム跡地活用事業の募集要項では、事業スケジュールとして、民間事業者による施設の供用開始を平成31年4月としている。青少年ホームと南テニスコートの解体撤去に要する期間、民間事業者による施設整備に要する期間等を踏まえて、ことし11月中旬には解体工事の準備に取りかかる必要があることから、この9月補正で計上したものとの答弁でした。

また、同委員より、解体工事と撤去工事のスケジュールはとの問いに、可決いただければ、入札や契約の準備に取りかかり、それに1カ月ほどかかる。その後、契約締結をし、近隣に対する工事の説明やさまざまな届け出の提出等準備行為に1カ月ほど要する見込み。第1期工事としては、12月下旬をめどに青少年ホームの解体工事に入る。外壁等のアスベスト除去を行い、その後、内装の撤去や地上部の解体、基礎の撤去などを行い、3月までに完了をする予定。次に、南テニスコートは、利用可能期間を30年3月31日まで予定をしているので、撤去工事は4月から、第2期工事として、テニスコートの舗装、フェンス、照明灯、駐車場のアスファルト、植栽の撤去を行い、整地して、5月末までに完了をする予定との答弁でした。

また、同委員より、アスベスト除去の工法はとの問いに、旧庁舎と同じ剥離剤併用手工具ケレン工法で行うとの答弁でした。

また、同委員より、地下水位の影響はどうかとの問いに、青少年ホームを建設した当時のボーリング調査では、孔内水位がマイナス2.7メートルからマイナス2.9メートルで、基礎の撤去

の際には排水対策が必要となる。ただ、今回は、杭は残置するので、地下の水位を低下させる必要はない。地中にくぼみ等をつくり、そこに水を集め、ポンプアップする釜場排水工法で対応する予定との答弁でした。

また、同委員より、アスベスト除去工事が12月後半ぐらいからということだが、その間のテニスコートを利用される方の駐車場等の安全対策はどのように考えているのかとの問いに、第1期工事の青少年ホームのアスベスト除去・解体工事が始まる前に、建物の周りを仮囲いで囲うので、テニスコート駐車場は使用できないが、周辺の市有地あるいは南中学校の教職員駐車場などを借り、利用者には不便をかけるが、徒歩で移動し、稗田川沿いの道路からテニスコートへ入っていただくとの答弁でした。

他の委員より、工事等での追加対策の費用、追加の補正はもう出てこないと考えていいのかとの問いに、今回、中央公民館の反省を踏まえて、そういった対策をやっている。しかし、工事であるので、何が起こるか分からない。現時点としては、追加補正はないと考えているとの答弁でした。

他の委員より、ここでは、PCBの廃棄物はないということによいかとの問いに、PCBは調査済みで、なかったとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第52号 高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、挙手多数により原案可決。

議案第53号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について、挙手多数により原案可決。

議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）、挙手多数により原案可決。

以上が、公共施設あり方検討特別委員会に付託された議案に対する審査の結果であります。

続きまして、報告及び連絡事項について御報告させていただきます。

高浜市役所本庁舎整備事業について、高浜市役所本庁舎整備事業に関連し、旧庁舎低濃度PCB廃棄物処分及び収集運搬業務委託を行いました。入札日は本年9月6日、入札方法は指名競争入札、委託の概要は、変圧器2台及び油遮断機2台の収集運搬及び処分で、契約金額は169万1,280円であった。収集運搬の状況については、本年9月30日に旧庁舎地下電気室から収集し、処分場への運搬を行った。最終処分については、本年11月末までに行う予定。

業務委託の経緯については、PCB廃棄物は建物の所有者である市に、その保管または処分の責任がある。事業者による保管または処分ができないことから、市において最終確認を行った。旧庁舎地下電気室内の受変電設備機器13台を調査したところ、4台がPCB廃棄物に該当することから、専門業者に収集運搬及び処分を委託したものの報告でした。

委員より、今回、PCB廃棄物がわかったのはいつで、どういう経過かとの問いに、本年7月から8月にかけて調査を行い、最終的な調査結果は8月でした。経過については、受変電設備は、製造年代、型番等によれば、機器本体へのPCBの含有はないものと理解をしていた。また、昭和63年に絶縁油の交換を行っているので、PCB廃棄物に該当する可能性はないものと認識をしていた。しかしながら、完全に交換されない可能性も否定できず、混入の可能性が否定できない以上、建物所有者である市の責任において、最終的な確認を行うこととした。

また、同委員より、なぜ予算措置が予備費の充用なのかとの問いに、最終的な確認の時期がおくれたことは反省をしている。8月に最終的な調査結果が出た。現在、旧庁舎の解体工事を行っているが、その工程で、9月末までに地下から搬出をしておく必要があり、9月補正での上程だと工程的に間に合わず、予備費対応としたとの答弁でした。

また、同委員より、なぜ入札方法が指名競争入札なのかとの問いに、こういった業務について、入札参加願が出ているところから対応可能な業者を指名した。時間的に余裕がなかったが、入札方式をとったとの答弁でした。

また、同委員より、指名業者数は何社か、また、PCB廃棄物処分は以前にもあったのか、あったなら、その時期とその時の金額はどの問いに、指名業者数は4社。たしか27年度で処分したものは違うが、指名競争入札で四、五十万円だったと記憶しているとの答弁でした。

また、同委員より、その当時の指名競争入札でやった業者を今回も入れて審査したのかとの問いに、入っているとの答弁でした。

次に、高浜小学校等整備事業について、高浜小学校等整備事業アスベスト調査結果については、事業者が5月29日に高浜小学校校舎及び体育館より外壁のサンプルを採取し、アスベスト含有分析を行い、調査結果の報告があった。

外壁について、北校舎、中校舎、南校舎、体育館、渡り廊下、プール附属室よりサンプルを採取し、分析調査した結果、アスベストは検出されなかった。昭和50年にアスベスト吹きつけ材の原則禁止がうたわれてから、高浜小学校では、平成62年度に建物図面及び現地の調査を行った経緯がある。その結果、北校舎階段の天井にアスベストの吹きつけ仕上げがされていたが、同年度に除去工事を行っている。これらの結果から、現状ではアスベストの存在が確認されないことから、予定どおり高浜小学校等整備事業を進めていきたい。ただし、天井裏等の建物の内部については、解体時に並行して調査を進めていくとの報告でした。

委員より、もし天井裏等にこのアスベストがあった場合、危険性はないのかとの問いに、あくまで事業者の話であるが、基本的に天井裏等でアスベストが使われている事例の多くが、配管等の吹きつけ材、特に昔設置されたエアコン等の配管に吹きつけ材が施されている事例が多いということで、学校は、エアコンが職員室及び給食調理室等にしか使っていないので、極めてアスベストが発見される可能性は低いのではないかという話である。当然、発見された際は、影響が及

ばないようにしっかりと対策をして工事を進めていくとの答弁でした。

また、同委員より、天井裏等について、あらかじめ調査はできないのかとの問いに、天井等を外したりする工事費が必要となってくる。現在でも高浜小学校では、子供たちが授業を受けている状況を考えると、今の段階で天井をはがして調査をするということは、作業的に難しいという判断で、行っていない状況との答弁でした。

他の委員より、もしアスベストが発見された場合に、工期に影響が出てくるのかとの問いに、事業者の話をうのみにしてはいけませんが、万が一発見されたとしても、ごく少量であるだろうという話もあり、工期がおくれるということは、現在のところ想定はしていないとの答弁でした。

次に、高浜小学校等整備事業に係る基本設計の概要について説明がありました。

これまで、本事業の設計業務については、平成29年3月末の事業契約の締結以降、月2回の定例協議会、対象の複合施設ごとに個別にグループワークを適宜開催し、小・中学校教職員などへ諸室レイアウトや備品の確認などを行いながら設計を進めてきた。基本設計がまとまったので、その内容を報告する。

なお、現在、実施設計に向けた協議も並行して進めているので、最終的な図面については、今後変更される部分もある。

敷地概要と計画概要について、施設の用途は、小学校及び地域交流施設として、メインアリーナ、公民館、サブアリーナ、児童センターとしている。施設規模は、小学校校舎が地上3階、棟屋1階建ての6,752.35平方メートル。メインアリーナは、地上2階建ての2,312.29平方メートル。公民館、サブアリーナ、児童センターは、全て平屋建てで、それぞれ852.94平方メートル、922.10平方メートル、639.22平方メートルとなっている。屋外施設も含めると、合計で1万1,778.90平方メートルとなる。

配置計画図について、配置計画において配慮する点としては、新校舎を建設後、既設校舎を解体すること。グラウンドについては整備期間中、極力学校運営に支障を来さないように配慮すること。屋内運動場は、メインアリーナ建設後に解体することとしている。新校舎建設工事として、メインアリーナを含めた地域交流施設建設工事の、大きく2期に分かれた工事を進めていく。

各施設のゾーニングでは、小学校は、既存校舎解体時も教育活動が継続できるよう1期工事で計画し、①の位置に配置する。公民館は、幅広い利用者が想定されることから、エントランス機能を持たせ、施設中央(②の位置)に配置する。児童センターは、地域利用及び学校施設からの利便性を考慮し、③の位置に配置する。メインアリーナは④の位置に配置し、地域利用の多いサブアリーナは、他施設との相互利用を図るために、メインアリーナと児童センターの間、⑤の位置に配置する。

平面計画では、小学校の計画は、1階に保健室、特別支援教室、図工室、1年生用の普通教室を配置する。2階は、2年生、3年生の普通教室、職員室等の管理諸室、音楽室、多目的室、家

庭科室を配置する。3階は、4年生、5年生、6年生の普通教室、理科室、日本語及び通級教室を配置する。

メインアリーナの計画は、競技利用する場合には、ミニバスケットボールコート2面分のアリーナ面積を確保し、柱などの突出物は、衝撃吸収ラバーの緩衝材を設け、安全に配慮し、ホール利用する場合には、名鉄側の騒音対策として窓は防音サッシとし、電動自走式の移動観覧席300席を設置。内装仕上げは吸音材を使用し、ステージ東側に機材搬入のサービスヤード、ステージ西側には控室2部屋を設置する。

児童センターの計画は、交流スペースを中心に諸室を配置し、事務室から各諸室への視認性をよくする。また、児童クラブ、集会室、多目的室は移動間仕切りで仕切られており、間仕切りを全て開放すれば、集会や催しの場として活用できるように計画する。

サブアリーナの計画は、アリーナはバスケットボール、フットサルコートを1面使用できる広さとし、内壁はフットサルの利用を想定し、耐衝撃性が高く、衝突安全性にも配慮した化粧合板を使用し、防球対策や柱などの突出物に衝撃吸収ラバーによる緩衝材を設け、安全に配慮する。

公民館の計画は、エントランスホールは、児童センター、サブアリーナ等の玄関ハブ機能として、来館者をスムーズに誘導できる配置とする。また、中会議室、小会議室の2部屋を設け、ものづくり工房は図工室に隣接して配置し、IT工房室は小会議室と近い位置に配置する。平日の夜間や休日に2階の諸室を利用する場合は、アリーナ玄関より階段、エレベーターでアクセスする計画としている。

建設工事のスケジュールについては、約3年の工事期間を予定し、工程は大きく7つに分かれている。

ステップ1は新校舎の建設で、新校舎の建設は今年の冬休みから工事開始を予定し、およそ1年2カ月、平成31年2月末ごろに完成、引き渡しを予定している。工事に当たっては、新校舎区画を全面仮囲いし、工事車両と児童の利用動線を明確に区分し、既存の校舎から屋外運動場への動線も確保し、学校生活に支障を来さないように配慮していく。

ステップ2は、既存校舎の解体工事で、既存校舎周辺を全面的に仮囲いし、児童の動線と工事車両の動線を分けしながら、東側から順次解体を進めていく。

ステップ3は、既存校舎の解体工事の後半となる南校舎の西側の解体に当たるが、さらなる安全確保のため、児童が屋内運動場を利用する際、警備員を配置し、有人によるゲート管理を行うことで、工事車両との交錯を抑止する対策を講じていく。

ステップ4は、2期工事となる。アリーナなどの地域交流施設、児童センターの建設工事で、工期としては約1年間を予定しており、工事エリアを全面的に仮囲いし、安全確保を図るとともに、屋内運動場への動線は敷地西側に通路を設け、工事車両は北側を通行するようにする。

ステップ5は、屋外運動場の南側、遊具などの設置に関する工事で、平成32年度の夏休み期間

中を予定している。

ステップ6は、既存の屋内運動場の解体工事で、解体工事に係る工事車両の専用入り口を設け、児童などとの導線を切り分ける。

ステップ7は、3期工事となり、駐車場、外構の整備を行う。駐車場整備期間中は、工事進捗状況に応じて工事区画の位置を移動しながら安全の確保を図る。

以上が各工期における工事の概要となる。

今後は、事業者と実施設計及び工事着工に向けた現場協議を行っていくとともに、高浜小学校の児童向けワークショップ等も計画している。また、市民への周知については、12月ごろをめどに事業者にてホームページを作成し、公開していく予定。市の広報では11月15日号、12月1日号に、計画概要や工事概要について周知を図っていきたいと考えている。

施設全体の鳥瞰図では、正面に立っているモニュメントは、瓦を使用してつくられる計画。敷地北西の角から児童センター方向を見たイメージパースは、児童センターの屋根、地域交流施設のエントランスの大きな屋根、校舎の棟屋の屋根、校舎1階部分のひさしなどに瓦が使用される計画となっているとの報告でした。

委員より、近隣への説明はどうなっているのか、また、東側に名鉄が走っているが、名鉄の敷地と学校用地との間、高低差があるが、名鉄との協議はどの程度進んでいるのかとの問いに、近隣住民の方への説明というのは今後行う予定。また、名鉄とは、ことしの夏前ぐらいから諸課題等について話し合いをしているとの答弁でした。

以上であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、杉浦康憲議員。

〔決算特別委員長 杉浦康憲 登壇〕

○決算特別委員長（杉浦康憲） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第51号及び認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月26日から27日までの2日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、杉浦康憲、副委員長には幸前信雄委員が選出されました。委員会記録の署名委員には、幸前信雄副委員長を指名しました。

主要事業の現地調査では、生涯スポーツ推進事業を初め4件の視察を行い、証憑書類の審査は

午後1時より行いました。

2日目は、認定第1号から認定第8号並びに議案第51号の質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成28年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入について、市税合計、27年度と比較して約6億6,600万円、約7.7%の増となっておりますがの問いに、個人市民税が人口の増に伴い納税義務者が増加したことより約6,600万円の増、法人市民税は約4億4,800万円の増となり、自動車関連企業の資産売却による特別利益による増が主な内容。

固定資産税は約1億1,400万円の増となり、増額の主な理由は、開発等により宅地がふえたこと。軽自動車税は約1,400万円の増となり、理由は、新規検査から13年を経過した車両を対象とした重課課税の適用など、税額変更による影響で約1,200万円の増。市たばこ税は約980万円の増となり、段階的な税率の引き上げが行われる旧3級品の紙巻きたばこの影響額としては約120万円となり、その他の増は市内の販売本数の増によるもの。都市計画税は約1,400万円の増となり、固定資産税と同様の理由によるものとの答弁でした。

別の委員より、特別徴収の率を上げることにより収納率というのは確実に上がるが、その特別徴収の率を上げるために、どういうことを行っているのかの問いに、愛知県個人住民税特別徴収推進協議会というのがあり、従業員さんの出身地というのが高浜市だけでなくいろいろな市町さんの集まりなので、足並みをそろえるための協議会です。碧海5市に西尾市と岡崎市、あと幸田町を加えた7市1町で、同じような様式までそろえるような形にして、平成31年をめどにさらなる特別徴収の推進に結びつける動きをしているとの答弁でした。

次に、歳出について、1款議会費については、質疑はありませんでした。

2款総務費について、2S活動をやられて、保管文書量が減ったと思われませんが、当然、購入の紙の量も減ると思われますがとの問いに、27年2月から1,977ファイルメーターが保管している書類としては減り、今後使われるコピー用紙、紙の使用量の増減についても電子化を進めていく中で少しずつ減少していくものとの答弁。

また、財務管理事業の委託料、統一的基準による地方公会計制度財務書類分析業務委託。これは何を分析しているのか、そして全て外部委託なのかとの問いに、現在、総務省が整備を促進しているということで、本市におきましては、来年度、各自治体が目指すところを28年度に移行を完了、この会計制度は、一般会計、特別会計、広域連合に一部事務組合等々の財務諸表を連結するという作業が大変難しい。その中身を委託先と一緒に分析しておりますが、各市におきましてはこの専門員を五、六名用意するという話もあり、当面は委託での答弁。

別の委員より、広報たかはまの発行が1万3,500部発行ということですが、全て配付している



のかとの問いに、住民のほうに配付分が約1万1,000部で、ほかは各公共施設、コンビニ等で配付との答弁。

別の委員より、備蓄品の購入ですが、一覧表に数量等書いてありますが、アルファ米から災害救助用の毛布まで、市内全体での数量はどの問いに、項目の目標値については、アルファ米100グラム、アレルギー対応を含め2万2,000食分、はんぶん米、人工透析が2,000食、缶パンが3,000食、クラッカーが1万1,000枚、飲料水が2万2,000リットル、災害用毛布が5,500枚という目標に向かい購入をしている状況です。食糧と飲料水につきましては目標値に達し、毛布は現在2,670枚が整備されているとの答弁。

3款民生費について、福祉避難所の開設及び運営に関する協定の締結について、1法人、2事業所と協定を締結したとありますが、現在までにどのくらい協定を締結しているのか、また、他市と比較して多いのか少ないのか、また、今後も協定を締結していく予定があるのかとの問いに、平成29年9月現在、6法人13施設です。また、近隣市の状況は、平成28年10月末現在の状況で、碧南市で7施設、刈谷市で8施設、安城市で8施設、知立市で8施設、5市の中では最も多く締結している状況。今後新たに福祉施設が建設される場合、条件が合致している場合、その都度実施主体と協議していきたいとの答弁。

学習等支援事業「ステップ」について、高浜市は県内でも早くから取り組まれてきましたが、現在、県内での状況、または高浜市の特長はどの問いに、県内での状況は、平成27年度には11の市で実施、平成29年4月1日現在では23の市で実施されており、高浜市の特長は、生徒の習熟度に合わせた個別指導を実施していること、体験活動やキャリア教育の実践を通し、生徒の将来を描くことができるように支援を行っております。また、ボランティアによる昼食の提供を行い、食を通して子供たちの支援を行っているとの答弁。

別の委員より、空調機器等更新工事で、予算の半額ぐらいで空調の工事が終わっていますが、実際に稼働されて、光熱費等の変化があったかとの問いに、東邦ガスさんのほうで値引き部分がかかり大きかったということで、結果として工事費が落ちているとの状況。また、光熱水費が12月からの結果、前年比で272万円ほど減となっている。1年を通じると、もっと光熱水費で効果があると推測しているとの答弁。

別の委員より、生活保護事業で、生活保護の受給者が七、八年前だと五十数名だったと思うが、リーマンを経過し、3倍程度にふえている理由はどの問いに、内訳を見てもみると、平成24年には、高齢者の方の世帯で35、それが平成28年度におきましては49ということになっており、伸びており、今後も高齢者世帯の方で、無年金等で生活が苦しいとの相談がふえる想定はしているとの答弁。

ふえることによる高浜市に対する影響はどの問いに、国庫負担は4分の3で、4分の1は市が負担することになり、市の負担もふえていくとの答弁。

そうすると、本来使いたいところに使えなくならないように、働ける方には働いていただく、そういう支援は何かしているかとの問いに、就労の支援は行っており、27年度は18名の方が就労に、残念ながら28年度におきましては3名ということに。これはもうあと残っておられる方は、本当に就労につながらないような高齢者の方であったりとかの状況との答弁。

別の委員より、緊急通報装置貸与事業402万2,746円ですが、御主人が亡くなった場合にひとり暮らしになった方に、緊急通報装置の話をしてはとの問いに、利用対象者ですが、単身のおおむね65歳以上のひとり暮らしの方で、疾病などの身体上の理由で日常生活を営むのに支障がある方、また、シルバーハウジングに入居されている方、あと身体障害者手帳1・2級を受けた方のみの世帯に属する方で、単にひとり暮らしだけでは対象にはならないと思います。また、携帯電話が普及してきており、必要ないのではとの答弁。

4款衛生費について、予防接種事業の成人用肺炎球菌ワクチン、これは毎年65歳から5歳刻みで、70歳だとか75歳といったぐあいに、節目の年齢になると、接種費用を補助しているということですが、これからは高齢者全てにこういう接種の補助をするという考えはとの問いに、平成26年10月1日から定期接種となり、節目年齢で接種費用の助成を行っております。制度開始から5年目になり、平成30年度には助成の機会が一巡するので、今年度及び来年度残り2年、対象者には予防接種を受けていただくよう、しっかりと周知していくとの答弁。

また、昨年10月から、新たにB型肝炎ワクチンの定期接種が開始されていますが、これは乳児が対象となって、感染の拡大を防ぐという意味で位置づけられておるとは思います。今の接種状況はとの問いに、1歳に至るまでの間に3回接種をする必要があり、昨年10月に定期接種が始まり、半年の間におよそ8割の方が初回の接種を終えられて、まずまずの滑り出しであったとの答弁。

5款労働費について、市民生活援助事業では、建物のかさ上げ工事等に係る利子補給金。対象者が1人で8万8,700円とありますが、これは稗田川沿いのかさ上げですかとの問いに、建物のかさ上げ工事等利子補給金は、既に制度としては廃止になっておりますが、高浜市建物かさ上げ工事等に係る利子補給金交付規則に基づき支払いをしているとの答弁。

6款農林水産業費について、明治用水中井筋の改修事業ですが、もう3年になると思いますが、いつぐらいに完成して、どのようになるかとの問いに、名鉄三河線の横断工事のことだと思います。こちらは平成27年12月から平成30年3月を予定しており、今年度に終了を予定との答弁。

7款商工費について、豊田町の工業用地ですが、9月4日からこの用地の企業募集が始まりましたが、申し込み等の状況はとの問いに、現在、公募期間ですが、企業庁から数件の問い合わせがあったと聞いているとの答弁。

別の委員より、高浜市観光協会活動事業費補助金1,028万6,000円出ていますが、補助したのはわかりますが、成果はとの問いに、観光案内所オニハウスや、いわゆる秋の鬼みちまつりや春の

鬼みちまつり等で、補助金に見合う経済効果というものですが、秋の鬼みちまつり、去年、平成28年度におけるいわゆる経済効果でいいますと、観光案内所のオニハウスの売り上げ、また、秋の鬼みちまつりの出店者の売り上げ等を合計しますと1,230万円ほどの売り上げを実現しており、補助枠を上回る売り上げを地域に生み出している。また、その活動によって地場産業、地元の企業や商店を多くの方に知っていただくところが、一つの大きな成果として挙げられると考えておりますとの答弁。

別の委員より、コミュニティ交通費のいきいき号循環事業ですが、刈谷コースの関係で、吉浜地区に停留所をつくってほしいということ、それから、事故が2件あり、タクシーが走っていたんですが、これは事業者のほうで持つということになっているのかとの問いに、昨年開催された高浜市地域公共交通会議の場で、委員の皆様方にお諮りをしました。その結果、一番の売りである直行便ということをお願いしたいとのことで、吉浜地区のバスの停留所の設置については、見送られております。2点目の、いきいき号の事故でございますが、本年4月に2件、立て続けに事故が発生しました。新しい車両が入るまで、タクシー事業者のほうで、タクシー事業者の車両を使った代行運転という形で運行しておりますので、車両についても事業者のほうで負担しているとの答弁。

8款土木費について、公営住宅管理事業ですが、長期の公共施設の統廃合の中で、民営化を検討していると思うのですが、公営住宅自体が家賃という形で料金回収し、建物を維持している。事業としてきちんと整理して、民間のほうに持っていくつもりなのかとの問いに、まず公営住宅として支出しているのが、決算額2,891万6,000円相当額ということで、家賃収入が昨年度2,900万円ほどあり、過年度が270万円ほどありますので、歳入のほうが若干上回っている状況。民間活力の部分も考えてはいるが、せっかくのストックであり収入を上げられるうちは、延命化を含め、長く使えるだけ使っていきたいという考えもあり、両面比較をしながらとの答弁。

別の委員より、公営住宅管理事業で、東海住宅、3棟で48戸ですが、この部分の負担金の部分で空き家分担金がありますが、現在、空き家としては何戸ありますかとの問いに、東海住宅の入居状況と空き家の状況では、28年度末に東海住宅は48戸のうち40戸が入っており、8戸の空き状態との答弁。

別の委員より、公園施設長寿命化計画策定業務委託ですが、児童遊園も含め年々減らされている。いかに長く使っていくのかということで、多分長寿命化の計画でやられたと思います。その結果に対して、今後どのように業務委託を活用していくのかとの問いに、都市公園12公園を対象に、長寿命化計画ということで、施設現況調査とその結果を受けた方針づくりです。それに基づき、今後は必要な、緊急性の高いものから順に施設等を改修する、及び改修しても逆に高い場合は更新するというような考えを持って進めたいとの答弁。

9款消防費については、質疑はありませんでした。

10款教育費について、幼稚園預かり保育事業について、平成28年度から高浜幼稚園で長時間預かり保育が始まりましたが、この事業の実績はとの問いに、平成28年4月から高浜幼稚園のみですが、長時間預かり保育を開始しており、延べ利用者数は118人。利用者は、高浜幼稚園の一般預かり保育の利用を兼ねており、一般預かり保育の延べ利用者133人のうち88.7%は長時間預かりの保育であったとのこと。利用の実人数は12名で、今後さらなるPRも必要との答弁。

また、文化財保護事業で、40年ぶりに市誌編さんに着手し、28年度はどのような取り組みをし、どのような成果が得られたのかとの問いに、昨年度は、市民の皆さんと共につむぐ・つなぐということ編さんに当たった基本的な考え方として、資料収集、調査執筆に向けた体制づくりを中心に取り組みました。

まずは、編さんの方向性などについて協議する組織として、市民、教員、学識経験者で構成する市誌編さん委員会を立ち上げました。調査・執筆の体制では、時代や分野ごとに部会の編成を行い、名古屋市立大学の協力を得まして、大学生と市民が一緒になって聞き書きを行うという仕組みのほうを構築することができましたとの答弁。

別の委員より、児童・生徒健全育成事業で3,658万6,000円とありますが、資料によりますと、小中合わせて不登校者が97名。全国的にも、それから西三においても、県の平均に比べて高浜市内の小・中学生の不登校者が多いという結果になってはいますが、それに対して指導をし、不登校が治ったのか、そして成果はとの問いに、不登校児童・生徒の約5割を超える家庭が欠損家庭であり、学校と家庭の連携をさらに深めるよう各学校、担任を中心に子供たちへのケア、それから家庭、保護者との連携を今、行っている状況であります。

各種サポーターの方、カウンセラーの方を通じて、子供たちとの相談活動等も進めており、特に両中学校におきましては、学校には来ているが、教室には入れないという子もいますので、そういった子についてはレインボーだとか教室外での学習の場も設定をし、あと、いきいき広場の教育委員会の隣の部屋には適応指導教室、ほっとスペースという場所も設定しており、児童・生徒の受け入れをし、相談活動を進めながら、学校へ早く戻れるように支援をしているとの答弁。

別の委員より、大山公民館の利用者数、利用件数等が出ていますが、小学校のほうに機能集約するということで小学校の図面ができ上がって、公民館機能に当たる部分、もう設計から実際につくる段階になってはいますが、公民館の利用者への説明状況はとの問いに、大山公民館長と土地の所有者である春日神社の氏子会、それから地元の町内会長である春日町の町内会の正副会長さんとともに今、あり方の意見交換をしている状況で、まだ利用者に対する説明という段階には入っていないとの答弁。

また、かわら美術館の指定管理料ですが、要は収蔵品、貯蔵品、これをどうしていくか、そして指定管理の期間、昨年議決していますが、どういう状況になって、どういう方向に持っていくのかとの問いに、昨年度から指定管理業務第2期に入り、美術館の方針、これまでの展覧会重視

から市民の文化活動としていかに活用していただけるか、そういう方向で転換をしております。

収蔵品の件ですが、収蔵品というのは、市民の財産であるとともに日本の財産であり、市としてやはり瓦文化、今まで先人が培ってきた文化というものをきっちりと守っていく責任があると考えており、収蔵品については、適切に保管、保存という形で考えておりますとの答弁。

別の委員より、小学校の図書購入費が120万1,706円。これは、各学校の図書の購入のほうは児童1人当たりに対して幾らという基準がありますが、その基準と比べてどうなっているかとの問いに、学校の図書の購入費ですが、交付税の算定基礎の数字をもとに出してありますが、最低基準のところです。今、学校の図書の先生たちの集まりで、学校図書に関する要望も確認をし、必要に応じて来年度の当初予算に計上し、検討していきたいとの答弁。

別の委員より、小学校情報教育基盤整備事業の中で、タブレットパソコンの導入を完了したとのことで、ICTを授業の中で活用した実践はどのようにとの問いに、全小学校にタブレットパソコンを導入することができました。現在、児童・生徒らが一人一人情報端末を持ち出せるために、資料も教員から提示したりだとか、あるいは子供が資料を自分で収集し、それをそれぞれの話し合いの場に持ち込み活用したり、今までパソコン教室でしかできなかったことを各教室でも積極的に活用しております。

また、プログラミング学習については、港小学校2年生を対象にスクラッチというキャラクターを使って、決まった位置に移動させる簡単なプログラミング学習をし、授業研究が行われ発表をされており、2020年に小学校においてプログラミング学習が必修化されることを見据えて、実践を積んでいきたいとの答弁。

別の委員より、放課後居場所事業ということで、参加状況が一覧になっており、年々周知されており、利用者もふえていると思われそうですが、特に雨天の日の対策ということで、どのように過ごしているのか、それから、雨天の日の利用状況がどのようなのかとの問いに、雨天については、児童センターがある学区は、児童センターを利用したセンターキッズ事業という形で、ふだんは校庭を使って遊んでいますが、おうちに帰られてもどなたもいらっしやらない御家庭のお子さんにつきましては、児童センターのほうで遊んでいただけます。雨天の日も利用があり、27年度は高取公民館の利用はほぼありませんでしたが、28年度は数名の利用が出てきたとの答弁。

別の委員より、いじめ・不登校対策推進事業委託は、どのような委託なのかとの問いに、不登校の子供も多いということで、学校や学区を挙げて取り組んでいます。市にも、いじめ・不登校対策推進委員会を組織し、その下部組織として各校にいじめ・不登校対策推進委員会を設けております。そして各5小2中に学校のPTAとも連携をしながら、不登校、いじめがなくなるように推進しているとの答弁。

11款災害復旧費については、質疑ありませんでした。

12款公債費については、質疑ありませんでした。

13款諸支出金については、質疑ありませんでした。

14款予備費については、質疑ありませんでした。

認定第2号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、28年度決算において、歳入歳出の収支の結果では1億2,629万円が平成29年度へ繰越金となっています。また、28年度のみ収支となると、単年度収支においては約2,296万円の赤字となっています。

平成27年度単年度収支が4,236万6,000円の黒字であったのに対し、今回の決算では赤字となった要因をどのように分析しているのかとの問いに、平成27年度の単年度収支が4,236万6,000円の黒字になった要因は、共同事業に係る制度変更により交付金のほうが拠出金歳出を大きく上回ったことが大きな要因である。

その反面、平成28年度の単年度収支が2,295万6,000円の赤字となった要因は、被保険者数の減少による国保税収入の減少と、平成27年度は制度変更が本市にとって有利に働いた共同事業が、県内市町村の医療費の動向により、本市において拠出金が交付金、歳出が歳入を大きく上回ったことが影響したとの答弁。

別の委員より、診療報酬明細書の点検事業で医薬品のジェネリックの利用率がどうなっているのか、その年齢の階層別でわかればとの問いに、年代ごとに国保の加入者のジェネリック利用率を分析しますと、20代の方と60代の方は、割合として非常にほかの年齢層に比べて多くのジェネリック利用率があります。必ずしも40歳以上の先ほど申し上げました差額通知の対象者ばかりではございませんが、広報やほかの情報提供などで、ジェネリックの利用については、関心が多い人たちが医者や薬剤師の提案によりジェネリックを使っているのでは。直近では、ことし1月から5月のところで、20代のジェネリック利用率は50%を超えており、60歳代のジェネリック利用率を1月から5月で見ますと40%から48%ぐらいの利用をされているとの答弁。

別の委員より、健康事業の健診、また、医療費適正化ということで、国保ヘルスアップ事業を、これデータヘルス計画に基づいて事業を推進してきましたが、3年目を迎え、事業の進捗状況と事業の効果についてはどのように分析し、評価しているかとの問いに、国保ヘルスアップ事業では26年度にこの計画を策定し、27年度からスタートさせていただいております。例えば、「人生半世紀点検」健診勧奨事業を例に説明するのであれば、27年度のときにも、50歳になられる方に健診の御案内をさせていただいております。常に各事業の成果を捉え、効果のあることはより推進し、残念ながら効果が少なかったものについては、既に見直しなどを進め、次のデータヘルス計画を立てていきますとの答弁。

認定第3号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

認定第4号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、28年度末で、普及率が1.7%増の59.7%。愛知県全体の普及率と近隣市の下水道普及率の状況についてと

愛知県内ではどれくらいの位置であるかとの問いに、愛知県下の下水道普及率は、名古屋市を除いたものでは、前年度から1.1%ふえ67.7%となっております。近隣市の状況におきましては、碧南市が73.7%、刈谷市が92%、安城市が78.5%、知立市が62.4%となっており、2問目の県内の順位については、名古屋市を除く利用開始をしている48自治体のうち33番目の普及率となっておりますとの答弁。

認定第5号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、公共駐車場ですが、教育委員会やこども未来部がいきいき広場に移動したことにより、現在、公共駐車場はどのようになっているかとの問いに、指定管理者と密に連絡をとりながら、いきいきのほうからも特定の行事がある場合には、公用車を移動する措置をして、極力駐車場を空けるような対策をとっておりますので、特に現状としては今までどおり混雑はないとの答弁。

認定第6号 平成28年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、介護保険事業勘定の総括として、28年度は第6期事業計画の2年目に当たり、計画値に対して実績はどのような状況であったのかとの問いに、計画値に対する実績ですが、28年度の標準給付費の計画値は23億8,152万3,000円で、これに対し実績は21億9,600万円となっており、計画値と比較すると92.2%という状況との答弁。

少し下回る結果となった理由は、どのように分析しているかとの問いに、居宅介護サービスのうち、通所系サービスに差が生じていること、主な要因としまして、28年度に創設をされました地域密着型通所介護、このサービスの部分にあるとの答弁。

別の委員より、生涯現役のまちづくり事業ですが、以前からこれは健康自生地をふやしたとかそういう話ですが、これをやることによって出歩いて、要介護度がどういった改善が見られたとか、当初はそんな成り行きでいいんですが、年代別に変遷して、明らかによくなっているんだと示せる数値はありますかとの問いに、健康自生地に出かけられ、いろいろなプログラムに参加をし、その効果測定の部分は、大府市にある国立長寿医療研究センターと共同研究をしまして、実際にどのような活動をしていただくことが、介護予防あるいは認知症予防につながるかということも今、調査、研究をしています。今年度、特に少し運動機能が落ちてきた方、認知機能が落ちてきた方を対象に、そういう自生地に半年間出かけていただき、その効果がどのように出たかというのを今後分析してまいりますので、効果測定の部分を今後示していきたいとの答弁。

認定第7号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

議案第51号 平成28年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び認定第8号 平成28年度高浜市水道事業会計決算認定について、水道管の耐震化の状況について、平成28年度末の配水管の総延長と耐震化率、それと前年度と比較してふえた耐震管の延長はとの問いに、前年度より386メートル伸びまして22万2,759.8メートルです。耐震管の総延長は4,570.64メートル伸び、

4万1,140.46メートルになり、耐震化率は、平成27年度が16.45%、28年度につきましては2.02%ふえ、18.47%との答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第51号 平成28年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、挙手多数により原案可決。

認定第1号 平成28年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第2号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第3号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。

認定第4号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。

認定第5号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。

認定第6号 平成28年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第7号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。

認定第8号 平成28年度高浜市水道事業会計決算認定について、挙手多数により原案認定。

以上が審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

〔決算特別委員長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時25分。

午前11時18分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。



〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので討論を行います。

議案第48号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

本条例は、印鑑登録証明書、住民票、所得証明書、課税証明書、転居証明書をコンビニで交付を受けることができるようにするために、マイナンバーカードの普及を進めるための条例改正であります。もともとマイナンバーは、2016年1月、全ての国民に番号をつけ、税や社会保障の情報を国が一括管理するマイナンバー制度の運用が開始されました。個人のプライバシーが露呈され、悪用される危険をはらみ、国民の理解が得られているとは言えません。さらに交付もふやしていくと、そのたびに多額の機器を修正する費用も出ます。システム変更は今回の機器の構築だけでも1,540万円もかかるというではありませんか。

本年5月には、マイナンバーが記載された特別徴収税額通知書を地方自治体が発送し、少なくとも全国95自治体、589人分の通知書が誤送付により、その一部でマイナンバーが漏えいしました。マイナンバー制度は、通知書の問題でも市民、事業者、自治体は漏えいの危険や負担増だけ押しつけられ、何のメリットもないことが明らかになりました。マイナンバーの目的は、国が個人情報を一括管理し、社会保障給付抑制へのチェック体制の強化を図るためのもので、国民にメリットはなく、悪用への懸念もあり、不安を助長させるだけのものであり、マイナンバー法に反対いたします。

議案第52号 高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部改正は、南テニスコートを勤労青少年ホームの取り壊しにかかわって民間会社が設置し直すための条例です。民間の運営になると費用が心配という声も出ています。壊さなくても使えるもの、でき上がるまで練習場所もなかったり場所を変更したりで、利用者は不都合な思いをしなければなりません。働く人たちは引き続き働く場所があるかどうか、不安や心配の種は尽きないと言われます。さらに、補正予算と関連しますが、周知が十分されているとは思えません。以上、反対とします。

議案第53号は議案第52号に関連する指定管理者の設置の変更に対する議案です。同趣旨でありますので、これで反対討論を終わります。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、4番、浅岡保夫議員。

〔4番 浅岡保夫 登壇〕

○4番（浅岡保夫） 議長のお許しを得ましたので、議案第48号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案の提案理由は、個人番号カードを用いたコンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書の自動交付サービスの導入に伴い、必要な事項を定めるほか所定の規定の整備を行うためと

あります。

この条例の一部改正について、わかりやすく言いますと、マイナンバーカードを持っていれば、予定といたしましては平成29年11月1日より住民票などの証明書がコンビニで取得できるということであり、このことは各種の証明書、例えば住民票の写し、印鑑登録証明書等がコンビニエンスストアで取得できるということでもあります。出先で証明書が必要になった場合でも、高浜市に限らず最寄りのコンビニエンスストアで取得ができるという便利さがあります。利用可能時間も6時30分から23時までということで、非常に便利になるかと思えます。また、簡単な端末操作で取得できるということであり、安全の面といたしましては専用ネットワークと高度なセキュリティで守られていまして、個人情報保護としては、自分が自ら端末を操作するため、個人情報がほかの人の目に触れないということでもあります。市民の皆さんが安全、便利になるということでもあります。

ただ、現状では、マイナンバーカードの実際の所持率がまだまだ低いと思われませんが、便利な面が市民の皆様にご理解を得られるようになれば、市庁舎の仕事等がより効率的になるかと思われれます。ぜひともこの議案に賛成をお願いしたいと思います。

〔4番 浅岡保夫 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に伴い、市政クラブを代表して、議案第52号 高浜市立グランド等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、議案第53号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について、以上2件について、関連上あわせて賛成の立場で討論させていただきます。

今回のこれらの2議案は、将来の高浜市の財政の負担を軽くすることが目的で進められている公共施設の整備に伴う議案であり、青少年ホーム跡地の民間活力による活用、また、これから始まる高浜小学校の整備と連動するものであります。その整備時期に合わせた南テニスコートの撤去に伴う設置及び管理に関する項目を削ることと、指定管理者の指定期間を変更するものであります。議案に不備が無ければ、反対をする必要はないと考えます。将来の高浜市の財政が立ち行かなくなる前に、今を生きる者としてしっかりと将来のことを考え、進めている公共施設総合管理計画と長期財政計画を着実に進めていくためにも、今回の2議案については、皆様に反対ではなく、しっかりと賛成していただくことをお願いさせていただき、賛成討論とさせていただきます。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）。

本補正予算は、10款の工事請負費、青少年ホーム管理事業4,014万8,000円計上されています。青少年ホームを取り壊して民間会社にプロポーザルでプールをつくってもらい、あわせて南テニスコートもつくり直すというものです。そもそも、高浜小学校のプールを取り壊して民間につくってもらいという話が出たのは、高浜小の体育館に中央公民館のホールを機能移転する話の際、駐車場が中央公民館と比べると足りないという話があり、その後、高浜小のプールを壊して、プールは民間につくってもらって、学校の子供たちはバスで通って練習をすればよいとなってきました。

しかし、学校の敷地にある場合と違って、バスで通えばよいと言われますが、バスで通う時間は無駄になりますし、また、費用などもかかります。インストラクターが泳ぐ指導をするといいますが、インストラクターが必要なら学校に来てもらえばよい話であります。速く泳ぐことができるかどうかの問題という言い方をされることもありましたが、子供たちが水になれて泳ぐようになるために教師が指導するわけで、速く泳ぐことだけでなしに、どのように成長したか、どのように泳ぐことができるようになったかなど、全面的に成長の様子を見守ることも重要だと考えます。これまで学校の敷地にあったものを1キロも離れた場所まで連れて行って泳ぐ練習をするのは問題だと考えます。

あわせて、子供たちの送迎バスの駐車場の問題、さらに、ことしの夏に視察研修をさせていただいた佐倉市では、市民プールを利用になる際、プールの件だけで4回も説明会を開いたと聞きました。それに比べても高浜市は周知が不十分だと考え、反対いたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、3番、柳沢英希議員。

〔3番 柳沢英希 登壇〕

○3番（柳沢英希） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に伴い、市政クラブを代表して、議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正では、小学校や中学校の児童・生徒数の増に伴う普通教室化工事費や、公共施設総合管理計画に沿って進められている南テニスコート撤去工事費などが、当初予算ではなく補正で計上されております。

委員長の報告でもございましたが、高浜市では人口が増加しており、他市他県だけでなく諸外国から転入も多くあることから、幼保と小学校、そして中学校が情報交換をしていますが、児童・生徒数を非常に予測しづらくなっており、学級内の児童・生徒の定数が決められている以上、た

とえ1名の増減であっても教室数の増減は避けられないものであると考えます。

また、公共施設の管理に伴う青少年ホームの解体とテニスコートの撤去工事費ですが、旧庁舎同様に外壁吹きつけ材にアスベスト（石綿）が含まれていたことにより、除去工事の工法や費用算出が発生し、当初予算までには間に合わなかったとのことでもありますが、工事スケジュールには影響がないよう、今回、上程されたものであります。ほかの予算計上を見ましても、国や県との調整や額の確定、また、地域との調整によるものであり、目的のある必要な補正であると考えますので、賛成とさせていただきます。

以上です。

〔3番 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して討論を行います。

高浜市議会に提出されている議案のうち、認定第1号、認定第2号、認定第4号、認定第6号、認定第7号、認定第8号について、日本共産党を代表して反対の立場から討論を行います。

認定第1号 平成28年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

本決算は、歳入決算額150億5,011万2,838円、歳出決算額142億570万9,413円、実質収支額8億1,544万9,425円の黒字となっています。

歳入では、高浜市の財政は、主に市民税、法人市民税、固定資産税によって成り立っています。法人市民税は昨年引き下げましたが、個人市民税は何ら減税策はとっておらず、税の不公平は開いたままです。こんな優遇税制は中止し、税の公平を実現するために法人市民税の不均一超過課税を実施するべきで、平成28年度で言えば、最高税率12.1%にすれば2億3,000万円増収になります。例えばこの財源で言えば小学校の給食の無償化ができるではありませんか。

また、都市計画税と固定資産税で46億円余りにもなる重い負担となっています。過重な固定資産税関連の税負担を軽減するため、当市の業務を見直して都市計画税を引き下げを求めます。

歳出の2款で、高浜市は赤字必至の無駄な大型開発推進を求める期成同盟に加盟していますが、こうした無駄な公共事業は財政破綻の原因ともなり、直ちに中止しなくてはなりません。リニア中央エクスプレスが従来どおり負担金が出されています。今後一層の見直しを求めるものです。

さらに市庁舎整備事業及びいきいき広場の借上料1億6,271万7,390円が出ていますが、市庁舎は供用開始となりましたが、使い勝手が悪く、多額の費用をかけた割には2カ所に分割されて便利も悪い。また、20年経過するとどうなるのか決まっておらず、建物は34年で寿命が切れるというものです。高浜市は建物は70年もたすと言われましたが、安城市や刈谷市は90年と言っています。それから考えると34年というのは大変短い期間であると思います。幾ら公共施設ではない、



くなれば乗り切ることにはできません。国庫負担率の引き下げ以前の45%に引き上げるよう取り組むとともに、市の繰入金を増額して、国民健康保険税の引き下げに取り組むことを強く要求します。

認定第4号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

高浜市の下水道計画は、流域下水道整備中心の計画になっていますが、この整備計画には多額の費用が発生することから、整備完了にはさらに10年以上を必要とする計画となっています。環境対策の面から下水の浄化は急がなければならない課題であり、下水道事業の整備計画の見直しが求められます。また、下水道整備完了地域の接続率がなかなか向上しない原因は、低所得者、高齢者世帯など経済的理由が考えられますが、こうした世帯に対する接続工事費の補助制度など接続を促進する施策が求められることを指摘し、反対討論といたします。

なお、この4号について、委員会では間違えて賛成をいたしてしまいました。修正いたします。

認定第6号 平成28年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

介護保険料は、第6期の中間になります。基金は1億円を持ち出したといいますが、もっと十分基金を活用すれば保険料引き下げが可能であり、実施すべきであったことを指摘しておきます。

また、滞納が平成28年度は222人、841万9,124円となって増加傾向にあります。これは少ない年金者に高い保険料を負担させている結果であり、この対策として非課税世帯の低所得者に対する減免制度の創設を求めるものであります。

介護保険の調整交付金は平成28年度は3.5%、もともと国が介護保険に係る費用の25%を負担すると言っていたのが、20%負担して、あと5%を人口割だとか理由をつけて減らしています。国にこの分をきちんと負担させるよう声を出すべきと指摘します。

認定第7号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

75歳以上を対象とする保険制度で、年齢で高齢者を分断し、医療費がふえればふえるほど負担がふえるという問題が解決していない制度です。制度廃止を求めます。

また、保険料軽減9割、8割、5割の軽減を廃止し、保険料が引き上げられ、一方、高齢者、年金生活者の年金は毎年減額されています。この年金から軽減策もなくなり悲鳴を上げています。一刻も早い制度廃止を求めます。

認定第8号 平成28年度高浜市水道事業会計決算認定について。

高浜市の上水道は愛知県水に100%頼って運営されていることから、県水の単価が水道料金に直接影響しています。国と愛知県は、豊川上流部で本体の建設に取りかかろうとしている設楽ダムは、総貯留容量9,800万立方メートル、総事業費300億円という巨大な公共事業です。1970年代に計画され、50年近く過ぎました。水は足りているし、洪水対策にも役立たない計画です。愛知県民の生命と自然を守るために、また、これ以上の県水の引き上げを許さないためにも関係機関

に働きかけるべきであることを指摘し、反対討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、7番、柴田耕一議員。

〔7番 柴田耕一 登壇〕

○7番（柴田耕一） 議長のお許しをいただきましたので、認定第1号から第8号まで、市政クラブを代表しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年度は、第6次高浜市総合計画中期基本計画の折り返しの年であり、次世代のために今行うべき施策は何かを考え、10年先、20年先の長期経営の視点に立って、持続可能で望ましい未来等を想定していく年でありました。

日本経済は緩やかな回復基調が続いており、本市も人口増に伴う納税義務者の増加、企業の特別利益、開発等により宅地がふえたこと、コンビニ納付を推進し、利便性を高め、徴収率の向上に努めたこと等の理由により、市税が過去10年間で最高額の決算となっている年でした。将来を見据え、次世代のため確実な財政運営を推進された結果、今回の28年度決算に至っており、十分評価できる内容と考えております。

認定第1号 平成28年度高浜市一般会計歳入歳出決算では、歳入総額が150億5,011万2,838円に対し、歳出総額が142億570万9,413円となっております。前年度と比較して歳入においては1.4%の増加、歳出においては0.3%減となっております。形式収支額は8億4,440万3,425円となり、翌年度繰越分と前年度実質収支額を引いた単年度収支額は2億6,344万2,538円の黒字となりました。

歳入面では、市税が前年度より6億6,600万円ほど増加しています。これは市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税等の増加によるものでありますが、こうしたことから7年ぶりに普通交付税の不交付団体となりました。単年度においては堅実な財政運営が行われていますが、依然と厳しい財政状況であることには変わりありません。また、市税は歳入の主体となるものであり、税負担の公平の見地からも引き続き滞納回収に努力していただくようお願いをいたしておきます。

歳出面については、厳しい状況下において、中期基本計画の実施を踏まえ、堅実な財政運営にて重要度の高い事業、市民生活に不可欠な事業、公共施設のあり方検討事業、市役所本庁舎整備事業、子育て支援事業、こども発達センター運営事業、避難行動要支援者支援事業、生活困窮者自立支援事業、障がい者地域生活応援事業、工業用地開発事業等、着実に実施されたことは大いに評価するものであります。

しかしながら、義務的経費、その他経費は減少しているものの、投資的経費が増加しており、あれもこれもではなく、将来を見据えた予算編成をされ、多くの先人の皆様が守り、育み、大きく成長させてきた高浜市を、次の世代に確実に引き継ぐよう期待するものであります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業特別会計では、高齢者雇用安定法、労働派遣法などの制度変更により、平成28年度決算では、被保険者数の減少による国保税の収納額減少が、収納率は前年度より増加しているものの、共同事業が県内市町村の医療費の動向により拠出金が交付金を上回ったことが影響し、単年度収支は赤字となりました。現行制度の中で厳しい運営を強いられているかもしれませんが、収納率の向上に今後も努力していただくようお願いをします。

次に、認定第6号、介護保険特別会計では、平成28年度の保険給付費が22億3,677万7,644円、対前年比2.7%減となっていますが、少子高齢化社会の進行とともに、介護制度自体の運用が困難になってくると考えられます。いち早く国・県等の情報収集に努め、市の状況を十分把握するとともに検討を重ねていただき、持続可能な制度の継続をお願いするものです。

次に、認定第7号、後期高齢者医療特別会計ですけれども、現行の後期高齢者医療制度について、関係法令に基づき適切に対応され、高齢者の医療確保、健康の保持に努められてきたものと認識いたしています。今後も関係法に基づき、適切な運営に当たっていただきますようお願いをします。

最後に、認定第8号、水道事業会計では、給水人口の増加とともに有収水量は増加し、給水収益も増加していますけれども、水道事業を取り巻く環境は厳しいものがあります。高浜市水道ビジョン計画に基づき、漏水対策や管路更新、耐震化等に取り組み、有収率の向上を図り、効率的な事業運営に努め、安心・安全なおいしい水の供給に努めていただきますようお願いをいたします。

以上をもちまして、認定第1号から認定第8号までの賛成討論といたします。

〔7番 柴田耕一 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 討論の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は13時。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、12番、内藤とし子議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 午前中の認定第1号に対する反対討論の中で、.....

.....  
.....  
.....  
.....



.....  
.....  
.....  
.....

..... と発言した部分について、内容の確認がとれていませんでしたので、.....  
.....までを取り消したいので、  
許可くださるようお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） ただいま12番議員より発言取り消しの申し出がありました。高浜市議会会議規則第64条に基づき、12番議員の発言を取り消すことに御異議ございませんか。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、読んでいる箇所が長過ぎて、発言のどこの部分が、どういう理由で撤回をしたいかというのがよくわからないんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） .....  
.....  
.....  
.....というところなんです、

先ほども申しましたが、それで取り消していただきたいということです。

○議長（杉浦辰夫） 3番、柳沢英希議員、いいですか。

○3番（柳沢英希） すみません、先ほどの.....  
.....というお話でしたけれども、.....そこら辺がよくわからないので、もう一度説明をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） .....  
.....ということと、.....  
.....、その確認がとれてないということです。

○議長（杉浦辰夫） いいですか。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、時間がないのにたびたび申しわけありませんけれども、.....  
.....  
.....そこがわからないんですけれども。

○議長（杉浦辰夫） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） .....  
.....。

○議長（杉浦辰夫） この場は質疑ではありませんので、発言を取り消すということで、許可をしますが、いいですか。

ほかに異議がなければ、申し出のあった発言の取り消しは許可されました。

討論を再開します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表しまして賛成討論をいたします。

陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。

この陳情は、市内向山町一丁目6-7に住んでみえる古鷹さん外2団体より提出されたものです。国の父母負担の公私格差はいまだに大きく、多くの生徒が無償の公立に対して私学の初年度納付金は約65万円を超え、授業料助成があっても私学を自発的に選択できる者はごく一部に限られています。全国的には大阪、京都、今年度より東京、埼玉が私立高校無償化へ踏み出しています。地方自治体の財政危機が深まり、私学助成予算も深刻な事態に陥っている今日、県の私学助成の土台であり、その奨励措置でもある国の私学助成の役割は、より一層重要なものと考えますので、この陳情第10号に賛成します。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） 次に、11番、神谷直子議員。

〔11番 神谷直子 登壇〕

○11番（神谷直子） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表いたしまして、陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情に反対の立場で討論をいたします。

現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとの内容についてですが、私立高等学校等授業料補助事業は各市町村で実施されています。

高浜市は、所得制限があるものの、近隣市と比較いたしましても、高浜市の2万4,000円という補助額は西三河9市の中でも手厚いものとなっていると考えております。さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校生には国から就学支援金が支給されたことにより、独自助成を削減・廃止する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しております。このようなことから現状のままでよいと考えますので、この陳情には反対をいたします。

[11番 神谷直子 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第48号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 高浜市児童遊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成28年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について、公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成29年度高浜市一般会計補正予算（第4回）について、各常任委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 平成29年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成29年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成29年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成29年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成29年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成29年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成28年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特

別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成28年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、陳情第7号は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第8号及び陳情第9号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 陳情第10号につきましても、趣旨採択を入れて採決していただくようお願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） ただいま陳情第10号についても趣旨採択という御意見がありました。採決に当たり、陳情第10号についても趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、陳情第8号から陳情第10号までの採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいいたします。

陳情第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 起立なしであります。よって、陳情第8号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 起立なしであります。よって、陳情第9号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第10号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 意見案第3号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

[14番 鈴木勝彦 登壇]

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）につきまして、提案説明させていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）。

道路は、豊かな市民生活や活力ある経済活動を支える最も重要な社会資本であり、常に改良を重ね、計画的かつ着実に整備していく必要がある。

本市は、第6次高浜市総合計画において、「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」という基本目標を掲げ、社会資本整備と産業振興等を推進しているところで、地域住民が安全・安心・便利に移動できるよう、道路整備を進めている。

また、本地域は日本を代表する自動車産業を中心とした製造業が集積する地域であり、人口及び登録自動車台数も増加傾向にあり、渋滞・環境・安全対策は、喫緊で解決しなければならない課題となっている。

道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）により、補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ措置は、平成29年度までの時限措置となっている。補助率等の嵩上げ措置の廃止は、本市にとって財政負担の増加をもたらす結果となり、ひいては公共施設等総合管理計画の推進や長期財政計画に多大な影響を与え、地域の活力低下を招くなど、本市における影響は深刻かつ重大である。

よって、国におかれては、本市が必要とする道路整備が迅速かつ着実に図られるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地域活動の活性化や地域住民の利便性の向上に必要となる道路整備が計画的に進められるよう、引き続き必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続し、さらに拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月17日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣であります。

よろしくお願いたします。

〔14番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 意見案第3号に対して、反対の立場から日本共産党を代表して……

○議長（杉浦辰夫） 質疑ですよ。

○12番（内藤とし子） すみません。

○議長（杉浦辰夫） 質疑はありませんか。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 陳情第3号（訂正後述あり）、本件に反対の立場から、日本共産党を代表して討論をいたします。

この意見案は、道路財源をいかに確保するかはその核心があることは明瞭であります。今回の意見書も前回同様に地域が真に必要なとしている道路整備を口実にいたしておりますが、その中身の中心は高規格道路等、産業用道路の整備であり、一般生活用の道路整備の充実は脇に置かれています。

政府の動向を見てみますと、平成28年3月29日、今後10年間の国土計画の方向性を定めた国土形成計画を大臣決定いたしました。全国8ブロックごとにおおむね10年間の国土づくりの戦略を定めたものです。この計画では、真に必要な道路整備は計画的に進めると明記し、主要都市間を



連絡する高規格道路、地域高規格道路、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路等、今後の具体的な道路整備の姿を示す中期的な計画に即し、基幹ネットワークの効率的な整備を推進するとして、道路中期計画に示された高速道路網をつくり続ける計画も変えていないのであります。今後10年間、道路建設に多額の税金が投入されることを宣言し、道路特定財源の一般財源化や中期計画見直しの方針と根本的に矛盾するもので、自らの方針を骨抜きにするに等しいものと言わなければなりません。したがって、このような背景の中から提出された本意見書は、これらを後押しするもので賛成することはできません。

最後に、私どもは以前から主張しておりますが、本当に必要な道路は一般財源で建設することができるということ、道路特定財源を続ける理由は今日ないという立場であります。あわせて地域の公共交通網整備の一環として、住民の足を守り、生活物資の配送や地場産業発展のための地域道路網や生活用道路を整備することは、大いに進めることを主張していることを申し述べておきたいと思います。

以上申し述べまして、反対討論といたします。

[12番 内藤とし子 降壇]

○議長（杉浦辰夫） 内藤議員、冒頭、陳情第3号と言われていましたけれども、意見案第3号。

○12番（内藤とし子） 申しわけありません。意見案第3号です。

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第3号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立多数であります。よって、意見案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 意見案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

[14番 鈴木勝彦 登壇]

○14番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして、提案説明させていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書  
(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるもののいじめや不登校、貧困等に起因する学力課題等、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は10年間で2万9,760人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,060人の定数改善を盛り込んだ。義務標準法の改正により、35人以下学級の推進や柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築は進んだものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不満の残るものとなった。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の税制は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へと復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成30年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月17日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしくお願いいたします。

[14番 鈴木勝彦 降壇]

○議長(杉浦辰夫) これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、意見案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、黒川美克議員。

6番、黒川美克議員。

[総務建設委員長 黒川美克 登壇]

○総務建設委員長（黒川美克） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

日程は、平成29年7月12日から7月14日の3日間で行いました。埼玉県三郷市では、消防団について、それから自主防災組織について、神奈川県秦野市では、公共施設の再配置について、神奈川県横浜市では、自助・共助の取り組みについて視察を行いました。

調査結果としては、埼玉県三郷市、消防団について、7月12日に三郷市役所で説明を中井危機管理防災課長、矢口消防総務課長から受けまして、三郷市の消防団は、大規模災害時における消防団員の活動協力について、三郷市消防団員を雇用する企業の代表者宛てに、三郷市長と三郷市消防団長の連名で依頼文書を発送しているとのことでした。

また、平成12年10月1日に隊員数7名で女性消防団員アザレア分団を設立し、平成29年4月1日現在14名で活動しており、平時は、1つ、防火活動の推進、2つ、応急手当の普及推進、3つ、広報活動、4つ、教育訓練等の充実・強化等を行っているとの説明でした。

消防団協力事業所表示制度を19年10月1日より、三郷市少年消防クラブを平成23年4月1日に結成、平成29年4月1日現在で小学生、男子が31名、女子が13名、合計44名、中学生、男子30名、女子14名、計44名、高校生、男子16名、女子10名、合計26名で活動しているとの説明もありました。

続いて、自主防災組織について、三郷市では現在、町内会を単位とした127の自主防災組織が組織されています。平成9年に個々の自主防災組織の情報交換や協力の必要性から連絡協議会が設立されました。連絡協議会では、個々の自主防災組織では実施することが難しいリーダー育成

事業、広報事業、研修事業、交流事業を実施し、市内の防災力の向上に取り組んでいるとのことでした。

次に、神奈川県秦野市、公共施設の再配置について、7月13日、神奈川県の秦野市役所で公共施設マネジメント課、志村高史課長の説明を受けました。

秦野市の公共施設更新問題に対する取り組みについては、高浜市の職員研修でも講演をしていただきましたが、その方がまだ続けておみえになりまして、キーパーソンとして非常に頑張っておみえになりまして、公共施設の更新問題とはどのようなものか、更新問題がなぜ起きるのか、非常にわかりやすく具体的に説明をしていただきました。また、秦野市と高浜市との比較もしていただきまして大変参考となりました。資料は事務局に控えがありますので、ごらんいただきたいと思います。

それから、横浜市の自助・共助の取り組みについて、7月14日、神奈川県の横浜市役所で危機管理課、佐藤支援担当課長、危機管理課、姫浦事業推進担当課長から説明を受けました。

横浜市の自助・共助の取り組みについては、自助・共助・公助の連携として、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓等から、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、災害による被害を少なくする減災という視点に立った取り組み等を重点とし、また、減災のためには、行政による公助とともに、市民、地域、事業者の皆様の自助・共助が不可欠のため、自助・共助・公助がそれぞれ連携した対策となるよう、横浜市震災対策条例、よこはま地震防災市民憲章、横浜市災害時における自助及び公助の推進に関する条例を制定し、自助・共助の意識の醸成を図っているとのことでした。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては議会事務局に資料がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 黒川美克 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、小嶋克文議員。

15番、小嶋克文議員。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 登壇〕

○福祉文教委員長（小嶋克文） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月26日より28日までの3日間、茨城県古河市、東京都日野市、千葉県佐倉市を視察いたしました。

1日目は、ICTを利用した学校教育の取り組みについて、古河市を視察しました。

古河第五小学校は、平成24年度に教育ICTモデル校に指定され、平成25、26年度には文科省

教育課程研究指定校になり、論理的な思考力を育成する方法を研究。平成27年度にはセルラーモデルタブレット端末を、モデル校には児童1人に1台、他の学校には40台導入、あわせてタブレットを使いこなせる教師を各学校に1名育成するエバンジェリスト制度の導入。平成28年度には中学校にもモデル校を指定し、タブレット端末43台を導入。導入したiPadの台数は1,564台。内訳として、小学校モデル校3校に1人1台、他の10校には各40台を導入。エバンジェリスト1人には10台を贈呈。中学校モデル校には43台を導入。

古河第五小学校における文科省教育課程研究校の成果として、論理的な思考の研究に大きな成果を出している。授業においてICT機器は決して主役ではなく、授業に溶け込んでおり、児童たちもごく自然にタブレットを使いこなしている。ICT機器を使用した授業は、どちらかというを受け身であった子供たちの学習意欲を引き出す効果がある。さらには授業を映像化したり、また発表しやすくしたりして授業そのものの質を変え、子供たちの理解する力を高めている。課題としては、タブレットは児童1人1台を導入することが望ましい。しかし、費用負担が大きく、タブレット1人1台の壁は大きい。さらには中学校に対するICT整備も大きな課題となっている。

2日目は、若年性認知症に対する取り組みについて、東京都多摩若年性認知症総合支援センターを視察しました。

東京都は、ワンストップの相談窓口として東京都若年性認知症総合支援センターを目黒区に設置し、若年性認知症の人と家族等が地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を行ってまいります。

今回、視察させていただいた東京都多摩若年性認知症総合支援センターは、若年性認知症の人への支援を一層充実させるため、平成28年11月に開設されました。事業は社会福祉法人マザアスが東京都の委託を受け実施をしております。

支援センターの職員からいろいろな話を伺いました。若年性認知症になった人の中には、大学教授をしていた人や銀行に勤めていた人など、社会的に地位のある人も多くみえる。しかし、認知症になっていることがわかれば、今までの仕事を続けることは無理で退職せざるを得ません。会社とか上司の理解で簡単な仕事に配置がえをしてもらったケースもあるそうです。退職して新たな就労といっても非常に厳しく、あっても福祉関係がほとんどで、センターが紹介した4件はいずれも福祉関係だそうです。

若年性認知症は、高齢者のように社会的にはまだ広く理解されていない状況にあり、若年性認知症に困っている人が自治体の窓口に相談に行ったところ、担当の職員から若年性認知症についてはよくわからないということで相談に乗ってもらえなかった例もあったそうです。人数は少ないかもしれませんが、高齢者よりはるかに深刻であります。窓口での相談体制、就労の支援、さらには障害年金等の経済支援の体制をしっかりと構築することが喫緊の課題であると思います。

3日目は、民間プールを利用した水泳授業の取り組みについて、千葉県佐倉市を視察いたしました。

佐倉市は、現在、小・中学校34校のうち、小学校2校が民間のプールを利用して水泳の授業を実施しています。2校とも学校のプールが老朽化したため、経費を検討した結果、学校プールの改修ではなく、民間プールを利用した水泳授業を行うことを決定。この事業は、佐倉市のファシリティマネジメントの一環として、小・中学校のプールに係る維持管理費を抑える目的から発想されております。市内の小・中学校34校にあるプールを全て撤廃すると、従来どおりにプールを維持管理し、老朽化すればつくりかえる場合に比べて費用を大幅に削減できる。試算によれば30年間のライフ・サイクル・コストが13億6,000万円削減できるという。

水泳の授業を実施している民間のプールは25メートル掛ける7コースで、室内温水プール、送迎バス5台を所有している。移動時間はおおむね片道20分、指導体制は各学年を5グループから7グループに分け、各グループに教職員1名、インストラクター2名、全体の監視、安全管理担当者として1名がついている。委託料は年間919万2,841円。これには指導料、バス運行費用、施設利用料などが含まれている。

なお、プールを撤廃した学校では、プール跡地を新たに小さな運動場として利用している。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては議会事務局に資料がございますので、御参照をいただきますようお願いいたします。

これで御報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 小嶋克文 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

---

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成29年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月19日から本日10月17日までの29日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました議案14件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御可決、あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございます。御審議の過程でいただきました御意見・御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって、平成29年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月19日開会以来、本日までの29日間の長期間にわたり、議員各位には終始御熱心に審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

本日は、ここに、その全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼を申し上げ、閉会の言葉といたします。

午後1時50分閉会

---